

野田市告示第47号

野田市公契約条例に規定する賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の令和7年度の最低額は、別表のとおりとする。

令和7年3月26日

野田市長 鈴木 有

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の令和7年度の最低額

1 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	3,082	27 普通船員	3,241
2 普通作業員	2,667	28 潜水士	5,090
3 軽作業員	1,870	29 潜水連絡員	3,836
4 造園工	2,848	30 潜水送気員	3,751
5 法面工	3,326	31 山林砂防工	3,390
6 とび工	3,507	32 軌道工	6,354
7 石工	3,464	33 型わく工	3,220
8 ブロック工	3,209	34 大工	3,199
9 電工	3,156	35 左官	3,432
10 鉄筋工	3,496	36 配管工	2,944
11 鉄骨工	3,029	37 はつり工	3,177
12 塗装工	3,464	38 防水工	3,687
13 溶接工	3,666	39 板金工	3,602
14 特殊運転手	3,188	40 タイル工	2,848
15 一般運転手	2,837	41 サッシ工	3,369
16 潜かん工	3,900	42 屋根ふき工	3,560
17 潜かん世話役	4,633	43 内装工	3,454
18 さく岩工	4,155	44 ガラス工	3,326
19 トンネル特殊工	3,879	45 建具工	3,007
20 トンネル作業員	3,262	46 ダクト工	3,071
21 トンネル世話役	4,282	47 保温工	2,922
22 橋りょう特殊工	3,687	48 建築ブロック工	3,039
23 橋りょう塗装工	3,740	49 設備機械工	2,954
24 橋りょう世話役	4,229	50 交通誘導員A	2,051
25 土木一般世話役	3,315	51 交通誘導員B	1,796
26 高級船員	4,027		

2 その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	4,123	57 船団長	4,027
53 電気通信技術員	2,774	58 潜水世話役	5,090
54 製作工（橋梁）	3,315	59 機械設備製作工	3,315
55 機械工	3,666	60 機械設備据付工	3,220
56 助手	2,667		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。